

平成十八年十二月分佐賀県公報目録

第一二八三八号から
第一二八四九号まで

主務課名	番号	件名	発行日	発行番号
職員	五七	佐賀県副知事定数条例	一八	号外
"	五八	地方自治法の一部改正に伴う佐賀県条例の整理に関する条例	"	"
"	五九	佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例	"	"
"	六〇	佐賀県知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	"	"
教育委員会	六一	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例	"	"
こども	六二	佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	"	"
国際	六三	佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	"	"
医務	六四	佐賀県立病院好生館使用料手数料条例の一部を改正する条例	"	"
港湾	六五	佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例	"	"
障害福祉	九八	佐賀県立春日園管理規則の一部を改正する規則	一	一二八三八
規則				
九九	佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則	"	"	"
一〇〇	佐賀県中央児童相談所等の管理に関する規則の一部を改正する規則	"	"	"
一〇一	児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	"	"	"
告示				
七〇一	保安林予定森林	一	一二八三八	
七〇二	平成十八年度における保安林の許可すべき皆伐面積の限度	"	"	
七〇三	道路の供用開始	"	"	
七〇四	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止	四	一二八三九	
七〇五	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	六	一二八四〇	
七〇六	道路の区域の変更	"	"	
七〇七	"	"	"	
七〇八	"	"	"	
七〇九	道路の供用開始	"	"	
七一〇	介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	八	一二八四一	
七一一	介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	"	"	

<p>” 七二二 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定</p>	<p>障害福祉 七二九 障害者自立支援法に規定する自立支援医療機関の指定</p>
<p>こども 七二三 青少年に有害な図書等の指定</p>	<p>健康増進 七三〇 ” ” ” ”</p>
<p>地域福祉 七二四 生活保護法に基づく医療機関の指定</p>	<p>河川砂防 七三一 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p>
<p>” 七二五 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止</p>	<p>道路 七三二 道路の区域の変更</p>
<p>” 七二六 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定</p>	<p>” 七三三 ” ” ” ”</p>
<p>” 七二七 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定</p>	<p>” 七三四 ” ” ” ”</p>
<p>” 七二八 生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定</p>	<p>健康増進 七三五 ” ” ” ”</p>
<p>” 七二九 生活保護法に基づく介護予防福祉用具の給付を担当させる機関の指定</p>	<p>” 七三六 道路の供用開始</p>
<p>障害福祉 七三〇 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定</p>	<p>健康増進 七三七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる 応急入院指定病院の認定</p>
<p>新産業 七二一 佐賀県企業立地促進特区の区域の指定</p>	<p>” 七三八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく特例措置を採ることができる 応急入院指定病院の指定</p>
<p>長寿社会 七二二 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止</p>	<p>道路 七三九 道路の区域の変更</p>
<p>障害福祉 七二三 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定</p>	<p>” 七四〇 道路の供用開始</p>
<p>生産者支援 七二四 佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正</p>	<p>こども 七四二 青少年に有害な図書等の指定</p>
<p>森林整備 七二五 指定施設要件変更予定保安林</p>	<p>まちづくり推進 七四三 都市計画の変更</p>
<p>道路 七二六 道路の区域の変更</p>	<p>” 七四四 ” ” ” ”</p>
<p>” 七二七 道路の供用開始</p>	<p>” 七四五 ” ” ” ”</p>
<p>長寿社会 七二八 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止</p>	<p>道路 七四六 ” ” ” ”</p>
	<p>” 七四七 道路の区域の変更</p>
	<p>” 七四八 道路の供用開始</p>
	<p>危機管理・広報 七四九 自衛官二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間</p>

農地整備

県営敵木地区土地改良事業の工事完了

〃

〃

〃

する者の総数の三分の一の数

一五

一 二八四四

県民協働

特定非営利活動法人の設立の認証申請

二五

一 二八四八

〃

四六 選挙管理委員会の招集

一八

一 二八四五

建設・技術

競争入札の参加者の資格

〃

〃

〃

四六 海区漁業調整委員会の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

二二

一 二八四七

まちづくり推進

伊万里都市計画道路南波多東山代線の環境影響評価書の縦覧

〃

〃

〃

〃

〃

〃

水産

海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更

二七

一 二八四九

規則

三一 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

一

一 二八三八

まちづくり推進

開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

〃

〃

〃

農地整備

富士南部地区下小副川第二換地区換地計画

〃

〃

〃

〃

〃

〃

桐岡地区換地計画決定

桐岡地区換地計画決定

〃

〃

〃

〃

〃

〃

教育委員会事項

公印の登録

一

一 二八三八

〃

一四 佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

二五

一 二八四八

電子計算組織設備の購入に係る一般競争入札

電子計算組織設備の購入に係る一般競争入札

一三

一 二八四三

〃

一五 佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

〃

〃

選挙管理委員会事項

地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有

〃

〃

〃

〃

〃

〃

告示

四四 地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有

〃

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会事項

地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有

〃

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会事項

地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有

〃

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会事項

地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有

〃

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会事項

地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有

〃

〃

〃

〃

〃

〃

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

海区漁業調整委員会事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示

一八 ムツゴロウ及びシオマネキの採捕の禁止

二七

一 二八四九

正誤

総務法制

平成十八年十月三十日付け佐賀県公報第一二八二五号中訂正

二七

一 二八四九